

広島県水道広域連合企業団管理規程第 18 号

広島県水道広域連合企業団水道料金等の徴収又は収納事務の委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 26 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団水道料金等の徴収又は収納事務の委託に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団水道料金等の徴収又は収納事務の委託に関する規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 58 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「地企法」という。）第 33 条の 2 により準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 243 条の 2 の規定に基づき、水道料金等の徴収又は収納委託に関して法令その他に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委託事務)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p><u>(4) コンビニエンスストア及びその提携する料金収納代行業者等における水道料金等の収納事務</u></p> <p>(5)－(8) (略)</p> <p>(指定納付受託者の指定)</p> <p>第 4 条 企業長は、自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定することができる。</p> <p><u>2 企業長は、自治法第 292 条において準用する同法第 231 条の 2 の 7 で定めるところにより、指定納付受託者の指定を取り消すことができる。</u></p> <p><u>3 水道料金等を納付しようとする者は、自治法第 292 条において準用する同法第 231 条の 2 の 2 の規定により、指定納付受託者に納付を委託することができる。</u></p> <p>(指定公金事務取扱者の指定)</p> <p>第 5 条 企業長は、地企法第 33 条の 2 において準用する指定公金事務取扱者（以下「</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 の規定に基づき、水道料金等の徴収又は収納委託に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委託事務)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p><u>(4)－(7) (略)</u></p>

<p><u>指定公金事務取扱者」という。)を指定することができる。</u></p> <p>2 <u>企業長は、地企法第33条の2において準用する自治法第243条の2の3で定めるところにより、指定公金事務取扱者の指定を取り消すことができる。</u></p> <p>第6条－第8条 (略)</p> <p>(収納手続)</p> <p>第9条 <u>受託者は、納入通知書により水道料金等を収納したときは、領収書に領収日付印を押印し、納入義務者に交付しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知に基づく納付の場合はこの限りではない。</u></p> <p>第10条－第15条 (略)</p> <p>(事務の引継ぎ)</p> <p>第16条 <u>受託者は、契約期間が満了したとき、又は第13条の規定により契約が解除されたときは、その日から3日以内に業務に関する一切の事務を企業長又は企業長が指定する者に引き継がなければならない。</u></p> <p>(指定等の告示)</p> <p>第17条 <u>企業長は、第4条第1項及び第5条第1項に基づき徴収又は収納事務を指定したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。これらの事項について、変更が生じたときも、また同様とする。</u></p> <p>(1) <u>受託者の名称</u></p> <p>(2) <u>事務所の所在地</u></p> <p>(3) <u>納付を委託することができる公金の種類</u></p> <p>(4) <u>指定をした日</u></p> <p>(5) <u>納付事務の開始の日</u></p> <p>2 <u>企業長は、第4条第2項及び第5条第2項の規定により指定を取り消したとき、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p>第18条・第19条 (略)</p>	<p>第4条－第6条 (略)</p> <p>(再委託又は再委任の禁止)</p> <p>第7条 <u>受託者は、徴収又は収納事務の全部若しくは一部を第三者に再委託し、又は再委任してはならない。ただし、あらかじめ企業長の書面による承認を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(収納手続)</p> <p>第8条 <u>受託者は、納入通知書により水道料金等を収納したときは、領収書に領収日付印を押印し、納入義務者に交付しなければならない。</u></p> <p>第9条－第14条 (略)</p> <p>(事務の引継ぎ)</p> <p>第15条 <u>受託者は、契約期間が満了したとき、又は第12条の規定により契約が解除されたときは、その日から3日以内に業務に関する一切の事務を企業長又は企業長が指定する者に引き継がなければならない。</u></p> <p>(委託等の告示)</p> <p>第16条 <u>企業長は、徴収又は収納事務を委託したとき又は契約を解除したときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p>第17条・第18条 (略)</p>
---	---

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。